

- 六、労働者の政党加入の自由獲得の為の闘争、  
三、アシズムに対する徹底的闘争、  
二、朝鮮占満に対する労働組合運動の支持、  
一、國內労働組合統一の大いに闘争、  
十五、國際労働會議不認、  
十六、國際的労働組合統一の大いに闘争、

## 會則

### 第一章 総則

第一條 本会は日本労働組合評議會と称し、本会より調領及法議の遂行を以て目的とする。

第二條 本会は本会より調領決議及規約を承認する各種産業別労働組合及合同労働組合を以て組織し本部を東京に置く。

第三條 本会の綱領及規約は大會の決議を経てあらざれば變更することを得す。

### 第二章 組織

#### 第一節 組合

第四條 産業別組合は同一地方に於ける同一産業の労働者三百名以上を以て組織す。  
第三十九条

第五條 産業別組合は同一産業の労働者三百名以上を以て組織す。

第六條 合同組合は産業別組合の組織を得たる産業若しくは數個産業の労働者百人以上を以て組織するものとす。但し合同労働組合は漸次之を産業別組合に整理するに依る。

第七條 工場分會を以て組合の基礎單位とする。

第八條 組合は最高機關として工場分會から選出されたる代議員を以て構成する組合大會を置き、毎年一回以上定期に開催するものとす。但し全日本大會前より平を要す。

第九條 組合大會及組合執行委員會の決議にて金品的問題は中央委員會の承認を経て平を要す。

第十條 組合大會は若干名の執行委員を選舉し次期組合大會までの決議執行機關として執行委員会を組織せらるるものとす。

第十一條 総合執行委員会は毎月一回以上定期に開催することを要す。

第十二條 執行委員会が必要と認めたる場合に擴大執行委員会を開催することを得。

第十三條 執行委員会は第十二條に於て半数執行委員会を組織せしめ執行委員会決議の範